

## 上水道事業

9月末の上半期仮決算では、水道事業収益のうち、営業収益は、前年同期と比較して、260万5千円の増、営業外収益は、415万円の増となり、収益合計は4億3、524万1千円で、675万5千円の増となっています。

## 市民病院の経営状況

か経過していない農業集落排水処理施設の美和牛文地区では、349戸中、118戸が接続して、33・8%の高い接続率となっています。今後とも下水道の接続率を高められるよう啓発を行っていきます。

また、水道事業費用のうち、営業費用は、前年同期と比較して121万6千円の増、営業外費用は、99万7千円の増、費用合計は、3億7、279万1千円で、221万3千円の増となりました。

この結果、6、245万円の当期純利益となります。

## 下水道事業

下水道への接続率は、本年4月から9月末までの6カ月間で、供用開始済み区域全体では、3、577戸中、1、810戸から2、200戸となり、50・6%から61・5%へと10・9%増加しています。

また、供用開始後6カ月し

は、一定量以上の入院患者を確保する必要があり、今後の患者数の動向によっては収益の変動が大きく、樂觀視できない状況となっています。

## 学校施設の耐震補強

学校施設は、児童生徒等にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっては災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど、その安全性の確保は極めて重要です。

将来、発生が危惧されている大規模地震に備え、耐震性が低いとされている昭和56年以前の建物の耐震化を計画的に推進していく必要があります。このため、教育委員会では「学校施設等の耐震化計画」を策定し、平成24年度までに耐震補強工事を完了することにしていきます。

平成22年度は、IS値（構造耐震指標）0・3未満（地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いと判断され



耐震工事が進む邑久小学校校舎

る）の耐震補強工事として、小中学校の校舎や体育館など8件を予定していました。このうち、邑久小学校体育館、今城小学校体育館、長船中学校技術教室の3件は工事が完了しました。

牛窓北小学校校舎、邑久小学校校舎、邑久小学校ゆめ広場、玉津小学校体育館の4件は、本年度末の完成に向けて工事を進めています。

しかし、本年度工事を計画していた牛窓東小学校校舎については、耐震補強のための岡山県建築物耐震診断等評価委員会で指摘事項があり、現在その解決に向けて作業を進めています。

## 瀬戸内市立美術館

瀬戸内市立美術館については、予定どおり10月1日に開館し、関係者を集めて開館式典を挙行しました。

最初の展覧会として、佐竹画伯からご寄贈いただき、美術館所蔵作品の柱となっている作品を展示した「開館記念佐竹徳展」を開催しました。

10月2日には、著名な美術評論家の宝木龍義氏を招いて開館記念講演会を開催したところ、約200人が聴講しました。

また、貸し出しスペースとして設置したギャラリーでは、10月に瀬戸内市文化協会 絵画部の美術展と写邑クラブの写真展が開催され、入場者数は合わせて3、426人となっています。

入館者数については、11月13日に5、000人を突破しています。

今後、特別展や企画展、講座などを開催し、末長く市民に愛される美術館となるよう努めていきます。

## 錦海塩田跡地の取得について

市では、錦海塩田跡地ほか周辺の土地を12月1日に取得しました。

これまでの経緯と今後の方針などについて報告します。で、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

### 取得までの経緯

平成21年4月に錦海塩田跡地を所有する企業が経営破綻

して以来、排水ポンプが止まった場合の周辺住宅や農地への浸水被害が懸念されていました。

昨年度は、市としてもさまざまな情報収集に努め、債権者などの動向に注視してきましたが、本年度になり破産処理の状況などから、排水ポンプの稼働が困難となる状況が予見されるに至りました。

そこで、市では、周辺住民や漁業関係者の安全・安心を守るため、5月7日の市議会錦海塩田跡地問題特別委員会において、市が取得を視野に交渉を進める方針を説明し、了解されました。

さらに、有償無償を問わず市が取得して公的管理をしようとするとの要望書が5月21日付けで、また陳情書が5月25日付けで地元錦海塩田跡地環境問題協議会から、瀬戸内市ならびに瀬戸内市議会にそれぞれ提出され、6月25日に市議会で採択されました。

このような動きを受けて、破産管財人、債権者などと取得に向けた交渉を何度も重ねてきました。

その結果、9月3日、錦海塩田跡地約500畝を含む工場財団（一部現在使用している者が取得する部分を除く）に帰属する土地建物を、抵当権を全て抹消し、一体的に取得することで、破産管財人および債権者である抵当権者の銀行8行から内諾が得られま

した。

10月15日、市議会臨時会を招集し、取得および関連予算について議決されました。その後、岡山地方裁判所の許可を得て、12月1日に取得しました。

取得対価は、総額232、838、969円です。

取得対価の評価基準は、塩田跡地部分については、強制排水をしなければ水没する土地で、今後排水ポンプの稼働、堤防の管理などの財政負担が生じることとなるため無償と評価としました。

それ以外の部分は、土地の固定資産税評価額の6割相当額と評価しました。

なお、取得する土地の上に所在する家屋については、撤去費用を考慮して無償と評価しました。

### 今後の方針

今後は、県や国にも協力を要請しながら排水ポンプと堤防を公的に管理していきます。また、産業廃棄物最終処

分場跡地の適正廃止がまだ完了しておらず、これについて

も市が引き継ぐこととなりますが、県の指導を仰ぎながら引き続き適正な廃止を図っていきます。

跡地の活用については未定ですが、周辺住民・漁業関係者・農業関係者などを交えた協議の場を設け、そこでの検討をもとに、議会などの議論を経て、有効で経済的波及効果の高い、市民に愛される錦海塩田跡地を目指します。

錦海塩田跡地は、約500畝という広大な土地（一部湿地帯）です。貴重な財源を使い購入する以上、ここをいきなものにしていくにはどうあるべきか、子孫に誇れる土地にしていくにはどうあるべきかを十分に議論し、実行に移していきます。

私どもの今の選択が20年後30年後の市民にも価値あるものとなるようにしていきたい。市民の皆さんのご理解とご協力を重ねてお願いします。

